

婦人相談所における保護支援実践の特徴と課題**— 困難事例の分析から —**

○ 国立保健医療科学院 氏名 森川 美絵 (会員番号 3249)

阪東 美智子 (国立保健医療科学院・8384)

キーワード：婦人保護、婦人相談所、女性福祉

1. 研究目的

女性特有の社会的困難には、性的搾取・暴力支配的關係からの自立の困難や、産む性に起因する暴力支配により傷ついた母性・母子関係の回復の困難等がある。日本では、これらへの行政対応は、婦人保護事業として婦人相談所（都道府県設置義務）を中心に行われてきたが、婦人相談所を媒介した保護支援の実態把握と、実証的知見にもとづいた業務標準化は十分ではない。本報告は、「婦人相談所が抱える対応の限界や課題は、対象者の多様性や対象者が抱える広範で複雑な課題と、現行の制度・システムとのギャップに原因がある」「困難事例と意味づけられた内容には、婦人相談所による対応の制度的限界や支援スキルの課題等が反映されている」との仮説をたて、①困難事例とされた対象者の特徴、②事例の援助内容と援助機関が直面した困難の分析、それらを通じた婦人相談所の保護支援機能の強化にむけた課題や必要な支援スキルの整理を目的とする。本報告は、平成23年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（H23-政策-一般-006：代表 森川）の成果の一部である。

2. 研究の視点および方法

全国の婦人相談所を対象に、質問紙を用い、2010年度以降に対応したケースで、機関として「もっとも対応が困難であった」ものを、「（保護には至らない）相談のみのケース」「保護に至ったケース」より1つずつ選び、ケースの状況や相談所対応の概要について記述を依頼した。概要に含める項目は、①基本的なケースの情報、②相談経路、主訴、③相談または保護依頼受付時の調査・判定内容（アセスメント）、④援助方針、⑤対応の経過（連携先との連携状況を含む）、⑥対応で「上手くいかなかった」または「困難であった」ところ、の6点である。調査期間は2011年7月～8月。収集事例の記載内容の入力にあたり、記述の分類項目を設定した。相談者カテゴリとして「同伴児童なし（妊婦・未成年・外国人以外）」「同伴児童あり（妊婦・未成年・外国人以外）」「妊婦（未成年・外国人以外）」「未成年」「外国人」を、相談者の特徴に関する変数として「主訴」「障がい」「過去の保護歴」「子どもの状態（障がい等）」「養育能力」を設定した。また、記載内容から帰納的に支援内容と困難内容を項目化した。項目に沿ったデータ整理によりデータセットを作成し、データセットを元に、相談者カテゴリ別の相談者の特徴、支援項目の実施状況、困難項目の発生状況を整理した。

3. 倫理的配慮

事例は婦人相談所による匿名化処理済のもののみ収集した。本研究は、国立保健医療科

学院の研究倫理審査専門委員会の審査を受け承認された（承認番号 NIPH-IBRA # 11019）。

4. 研究結果

全国 47 の婦人相談所のうち 35 機関から回答を得（回答率 74.5%）、「相談のみのケース」28 事例、「保護に至ったケース」40 事例を分析対象とした。相談者カテゴリ別内訳は、「同伴児童なし」16、「同伴児童あり」34、「妊婦」5、「未成年」8、「外国人」5 であった。相談者カテゴリ別に主訴をみると、「同伴児童あり」では、7 割が「配偶者等から本人への暴力」を主訴とすると同時に、4 割が「本人以外の暴力」（主に同伴児童に対する配偶者等からの暴力）を訴えていた。「未成年者」は 8 事例中 6 事例が「配偶者等以外からの本人への暴力」であり、そのうち 4 事例は母親や父親もしくは母親の交際対手が加害者であった。一時保護ケース（N=40）の特徴をみると、本人の知的障がいや精神疾患・心理问题（PTSD やトラウマ等）のいずれかを伴うものが 25 件（62.5%）あった。また、本人が「要保護児童（児相対応、社会的養護・被虐待等）」であったケースが 6 件（15%）、一時保護の時点で関連機関により養育問題が把握されていたケースが、子どもありのケース 29 件のうち 13 件（45%）にのぼった。保護支援実践の把握からは、相談者カテゴリに応じた共通点と相違が確認された。共通して多く実施された支援項目は、「相談・助言」「関係機関との連絡」「居所の確保」であった。支援の幅は相談者カテゴリにより異なり、「未成年」ケースは、幼少期からの被虐待歴や知的障がい・精神疾患や心理问题等、手厚いケアの必要性が高いにもかかわらず、具体的に提供された支援は相当に限られていた。共通して発生が多かった困難項目は、相談時の「(本人と) 機関、職員とのコミュニケーション」「家族からの支援協力困難・要関係調整」、一時保護時の「(本人と) 機関、職員とのコミュニケーション」「入所環境」であった。「同伴児あり」の場合、「子どもの養育関連」の困難が追加された。

5. 考察

相談者には、DV 法の範疇外の暴力被害者が相当いる。一時保護ケースでは、知的障がいや精神疾患を伴うケース、同伴児童の児童虐待事案としての対応が迫られるケース、母や子どもの障がいの状態も含めた養育能力や親子関係を評価し継続的な支援につなげる必要のあるはずのケースが、相当の割合を占めていた。児童虐待と婦人保護との一定の連鎖の可能性も示唆された。婦人保護事業の相談者の多様性は、保護支援の標準化を困難にする。保護支援の機能強化には、相談者に共通した、及び、カテゴリ特性に応じた対応のスキームやスキルの可視化、それを通じた限定的支援にとどまる相談者への支援の幅の拡大が必要である。共通のスキルとして、「主訴・意向の把握」「家族との関係調整」「暴力被害からくる心理的ダメージや知的・精神障がいに関する理解に則ったコミュニケーションと、エンパワメントにつながるその後の支援体制の構築」がある。同伴児童のいるケースでは、さらに「子どもの被暴力経験、親の養育能力、母子関係の把握を通じたケアの必要性評価と、継続的な支援体制の構築」に関するスキルが追加される。「未成年」への支援スキルは不明確である。今後は、これらのスキルの具体的項目化と、それに基づく実態把握が必要である。